

## 佐倉市下水道条例施行規則の概要

佐倉市下水道条例				国の基準				規則制定の方針・考え方				
条	項	号	見出し	条項文	規則等	条	項		号	イ	見出し	条項文
14	-4	(3)	排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準	屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。	下水道法施行規則	4-3	1			生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設	下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。	
										(1)		排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
										(2)		人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
											イ	令第六条に規定する基準
											ロ	大腸菌が検出されないこと。
											ハ	濁度が二度以下であること。
										(3)		前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
2			前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。									

現行の国の基準について、本市における下水道施設において精査したところ、屋外にある排水施設及び処理施設の構造における生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない基準として適切であり、本市独自の基準を定める必要がないと判断したため、同内容を規則で定めるものとして除くこととする。

## 佐倉市下水道条例施行規則の概要

佐倉市下水道条例				国の基準				規則制定の方針・考え方				
条	項	号	見出し	条項文	規則等	条	項		号	イ	見出し	条項文
14 -4		(5)		地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。	平成十七年国土交通省告示第一二九一号	3					下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。	現行の国の基準について、本市における下水道施設において精査したところ、排水施設及び処理施設の構造において、地震による下水の排除及び処理に支障が生じない措置として適切であり、本市独自の基準を定める必要がないと判断したため、同内容を規則で定める措置とする。
										(1)	排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置	
										(2)	排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置	
										(3)	排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓(とう)継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置。	
									(4)	前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置		

## 佐倉市下水道条例施行規則の概要

佐倉市下水道条例				国の基準						規則制定の方針・考え方		
条	項	号	見出し	条項文	規則等	条	項	号	イ		見出し	条項文
14		(1)	排水施設の構造の技術上の基準	排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。	平成 十 六年 六月 二 号 交 通 省						下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七号)第五条の九第一号の国土交通大臣が定める排水管の内径の数値は百ミリメートル(自然流化によらない排水管にあつては三十ミリメートル)とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠(きょ)の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。	現行の国の基準について、本市における下水道施設において精査したところ、排水施設の構造における異物による閉塞が生じない基準として適切であり、本市独自の基準を定める必要がないと判断したため、同内容を管理者が定める措置とする。